

無料低額診療事業

◎無料低額診療事業とは

社会福祉法に定められた第2種社会福祉事業で、「**生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業**」です。

明治44年2月、明治天皇は桂総理大臣に「医療を受けることができず困っている人達に施薬救療し、濟生の道を弘めるように」という濟生勅語に添え、150万円を下賜されました。この基金をもとに濟生会は発足しました。「濟生」とは中国の古典に拠ったもので、国民やその生命を救うことです。「濟生の道を弘める」という言葉には福祉の心がこめられています。濟生会川口総合病院の母体である濟生会の出発点である「施薬救療」精神は今も引き継がれ無料低額診療事業が行われています。

社会的、経済的な理由により医療が受けられず困っている人が、この事業を利用して医療を受けることにより再び自立した生活を送れるよう支援することを目的としています。

◎対象になる方

当院での治療が必要な方で、経済的な理由により支払いが困難な方。
ただし、世帯状況や収入状況等によります（まずはご相談ください）。

◎対象になる医療費

当院の診療費に限ります。また、所得等の状況に応じて一部負担金が生じる場合もあります。

◎利用するには

まずは相談員（医療ソーシャルワーカー）がお話を伺います。その上で収入状況等の確認を
させて頂き（給与明細や年金証書等の提出が必要）、当事業に該当するかを判断します。

その他病気・介護・生活のことなどで悩みや不安がある方も、ご相談をお受け
いたします。（予約優先）

★詳しくはこちらまでお問い合わせください★

済生会川口総合病院 社会福祉相談室

TEL:048-253-1551(代表)

平日9:00~17:00



【お知らせ】

当院では、無料健康教室を下記の通り定期的を開催しております。

◆糖尿病教室：年3回

◆小児健康教室：年8回